

顔のたるみを改善しようと、超音波を照射する「HIFU（ハイフ）」という機器を使った施術をエステサロンで受けた。施術後、口がうまく動かせず、ろれつが回らなくなり、食べ物もかめなくなった。口の右側にまひを感じ、目を閉じることも不自由になった。現在、症状は和らいでいるが、施術前の状態には戻っていない。

（40歳代 女性）

消費者庁によると、「美容医療サービス」に関する相談件数は、2022年度に3,798件、23年度には6,264件と急増しています。美容医療サービスとは、医師による医療のうち、「専ら美容の向上を目的として行われる医療サービス」を指し、医療脱毛、脂肪吸引、豊胸手術、二重まぶた手術、包茎手術、審美歯科などが当たります。

ただ、全国の消費生活センターに寄せられる相談の中には、契約内容や解約条件などに関するトラブルのほか、施術により、やけどや傷が生じたといった被害に関するものもあります。

事例は、ハイフを使って皮膚表面より深い層に超音波を集中的に照射することにより、その部分を局所的に加熱する施術で、施術者には一定の技術が必要になります。

医師免許を持たない人による施術で急性白内障や神経まひなどによる事故も起きたことから、厚生労働省は今年6月、医師以外の方がハイフを使った施術を行うことは違法との見解を示しました。

一般的に、美容医療サービスの施術には、身体への危険が伴います。広告などの情報をうのみにせず、効果だけでなく、リスクや副作用についても医師から十分な説明を受けることが大切です。少しでも不安を感じたら、その場での契約は避けましょう。

施術後、痛みや腫れなどがひかない場合は、速やかに医療機関の診断を受けてください。医療に関する苦情・心配などは医療安全支援センターへ、契約に関するトラブルは最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。